

# 災害防止対応マニュアル

## 第1部 総論 危機管理の基本的枠組み

### 目的

本計画は、宮前保育園における防災計画の基準を規定したものである。そして、日ごろから職員、保護者への防災マインドを啓発し、子どもたち、私たちの人命の安全確保に努める。具体的には、日ごろからの自然災害に対する危機管理対策と一次災害からの二次災害を防ぐために行動する。

### 適用範囲

宮前保育園に関係する園児、保護者、職員において、有効であり、関係機関との連携についても適用する。

### 〈参照文書〉

本計画は、「消防計画」と連動して活用するものとする。自衛消防組織、対策本部など、「消防計画」に準ずる。

### 震災時における職員の動員体制

#### (1) 配備・動員計画の基本方針

原則として、全職員を対象とする。

(注) 病弱者、身体不自由な職員や、発生時に妊娠中又は出産後育児休業取得期間に相当する職員で災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

#### (2) 動員の事前命令及び自動参集 -

ア 動員対象者は、配備体制に基づき、それぞれの所属等あらかじめ定められた場所において指揮命令を受け、必要な任務を遂行しなければならない。

イ 勤務時間外においては、次のような場合は動員命令を待つまでもなく、自発的に動員先、バイク、自転車等できる限り早期に参集できる手段を用いて、直ちに全員が参集しなければならない。

#### ●山梨県に、震度5（弱）以上の地震が発生したとき

#### (3) 連絡調整係

対策本部は、職員の中から保育園へ早く到着できる順に3名を「連絡調整係」として指名する。連絡調整係は、非常災害時において、園長が参集するまでの間、市防災対策本部や保護者との連絡調整、現地での必要な対応を行う。

連絡調整係の氏名は、毎年度はじめに決定する。

## 風水害・雷災害時の対応について

- (1) 風水害・雷災害時には、「消防計画」の自衛消防組織及び対策本部をもって、人命の保安と施設管理を実施する。
- (2) 職員は、園長の指示の下、必要な業務を行うとともに、必要性がある場合は、時間外勤務においても園長の指示に従い出勤し、必要な業務に従事しなければならない。
- (3) 風水害・雷災害時の発生時は、被害状況の確認や避難場所開設の調整など、役場から保育園に対して、緊急連絡を取り合うため、夜間・休日でも確実に連絡ができるよう、園長の緊急連絡先については、組織内外に周知する。

<参照>別紙 「クライシスマネジメントフロー」

## 第 2 部 震災対策編

### 1 大規模地震に係る基本的な対応

- (1) 「東海地震に関連する情報」や警戒宣言への対応

平成 16 年 1 月から、「東海地震に関連する情報」として、東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報が、気象庁から発表されることとなった。

これまでは、内閣総理大臣からの警戒宣言の発令を受けて、県、市町村及び防災関係機関等が一斉に事前の準備行動を行うこととされていたが、この改正により、「東海地震注意情報」が発表された段階から、“地震に備えた必要な準備行動”を開始することとなる。東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表や、警戒宣言の発表により、県内においては住民の帰宅などの対応行動が強化地域の内外を問わず、広く行われることから、強化地域内の保育園においては、特に対策が必要となる。

#### 警戒宣言が発令されると

- 電気、ガス、水道は、継続して供給するが、できるだけ使用しないように呼びかける
- ライフラインは、原則として供給し続ける。
- NTT などの電話は、通話規制を行う可能性。(青・黄の公衆電話・防災用電話は確保。)
- 鉄道は、強化地域内は最寄りの安全な駅に停車後運行停止、強化地域外からの進入禁止
- バス・タクシーは原則として運行禁止
- 道路は、強化地域内の進入を制限、避難路、緊急輸送路では交通規制、または制限減速運転法(一般 20km、高速 40km)
- 銀行・郵便局・劇場などは、ATM を除き原則と敷いて営業停止
- デパート・スーパーは、買い物客を外に誘導し、原則として営業停止。ただし、耐震性の確保された店は極力継続営業
- 病院は、原則として外来診療中止
- 学校は原則閉鎖、学童は原則的に保護者に引き渡す

① 平常保育中、「東海地震に関連する情報」や「警戒宣言」が発表された場合

ア 東海地震観測情報が発表された場合

- ・通常保育を続けるが、不十分な情報により園児に不安が生じる恐れがある場合には、情報の内容・趣旨を放送や担任がわかりやすく説明するなどする。
- ・情報の内容によっては、携帯メールシステムにて、「安全に保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ・放送により、園児と職員に周知する。不安感を増長させないように、落ち着いた行動をとることを指示する。
- ・職員は、高所に落下物が置いてないか、保育室外の環境において危険物がないか確認し、あった場合にはすぐに撤去する。
- ・園児には、静かに落ち着いて行動すること、保育室を出る時には必ず担任に告げてから出ることを指示する。
- ・携帯メールシステムにて、「警戒宣言が発令されたことにより、安全に保育を進めるが、可能な方からお迎えにきていただきたい」内容を一斉配信する。

② お散歩、園外保育等で、「東海地震に関連する情報」や警戒宣言が発表された場合

※現地の避難場所、広域避難場所を事前に確認しておくこと。

ア 東海地震観測情報が発表された場合

- ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、園児の安全確保に努めて直ちに保育園まで戻る。

イ 東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言が発表された場合

- ・園より直ちに引率者に連絡をとり、情報を伝える。引率者は、事前に確認しておいた現地の避難場所で待機する。公共機関であれば、そこの指示に従う。

③ 登園、降園途中に警戒宣言が発令された場合

ア ご利用者が園の敷地内にいる場合

- ・すぐに情報を伝え、実情に応じた対応をするが、可能であるならば安全に注意して自宅に戻っていただくように呼びかける。

イ 送迎バス運行中の場合

- ・バス添乗者に情報を連絡し、安全な場所に停車するように指示する。その後の送迎は中止し、乗車している園児と共に宮前保育園（山梨県立中央病院サテライト施設）に戻る。

## (2)地震発生時の対応

### ① 保育中に地震に遭遇した場合

#### ア 保育室で保育中の場合

- ・即座に机の下にもぐらせる。頭が必ず机の下に入るようにする。  
ストーブが点いている場合には、すぐに消火すると共に、ストーブの近くの園児をストーブから離す。
- ・避難口確保の為、入り口ドアを全開にする。
- ・揺れが収まった時点で、園児の安全を確認し、防災頭巾を着用して第一避難所へ避難する。点呼、報告をする。

#### イ 園庭で保育中の場合

- ・即座に園庭の中央、建物等が倒壊する恐れのない場所に参集させ、身をかがめて揺れがおさまるのを待つ。
- ・揺れがおさまった時点で、園児の安全を確認し、第一避難場所へ避難する。

#### ウ お散歩・園外保育等の場合

- ・戸外の場合。引率者は、瞬時に安全な場所を判断し、自分の周りに園児を参集させる。すぐに人数確認をする。公共機関であれば、その指示に従う。
- ・揺れがおさまったところで、あらかじめ確認しておいた避難場所へ避難し、保育園と連絡をとり、その後の対応について検討する。

### ② 登園・降園途中の場合

#### ア ご利用者が園の敷地内にいる場合

- ・瞬時に安全な場所を判断し、身をかがめて揺れがおさまるのを待つように呼びかける。揺れがおさまり、安全が確認されてから次の行動に移す。

#### イ 送迎バス運行中の場合

- ・すぐに安全な場所に停車する。その後の送迎は中止し、乗車している園児と共に園（山梨県立中央病院サテライト施設）に戻る。

## (3)地震発生後の対応

※避難を開始するに当たっては、園児の掌握を第一に考えなければならない。けが人の有無についての確認や、身体に障害のある園児の避難確保等、園児全員を掌握し、避難を開始することが肝要である。

次のことを状況に応じて迅速に行う。

#### ア 園児や職員が、けが等をした場合は他に優先して応急手当ををする（応急手当はけがの程度が重い者や避難に支障がある者を優先して行う）。

#### イ 必要に応じ、救急車の手配をする（救急車の手配が不可能な場合も想定し、自力で搬

送可能な近隣病院を把握しておく。宮前保育園:国立病院、各院内保育所:県立中央病院、市立甲府病院、甲府共立病院)。

救護所開設の場合は、救護所で対応する。

- ウ 関係機関（市役所保育課、各病院）に被害状況を報告する。報告先・報告内容については、事前に確認しておく。
- エ 「携帯メールシステム」にて、全保護者に園児の状況と避難場所にて待機していることを配信する。
- オ 園児を保護者へ引き渡す。保護者が見えるまでは、園児の安全管理に徹底して努める。必要に応じて、非常食を提供する。
- カ 自家用車でお迎えに来られる方も多いことが予測される。事前に駐車場誘導係を決めておき対応する。また、渋滞・混乱を避けるため、あらかじめ非常時駐車場を確保しておき、ご利用者にも周知しておく。

## 園舎の被害ごとの対応

### ① 建物に異常がない場合

- 最も安全とされる保育室一か所に参集して待機する。
- 緊急事態であるため、園児は所持品を持たずに降園する。
- ※ア～カの項目に沿って迅速に対応する。

### ② 火災が発生した場合

- 園児を第一避難場所、第二避難場所等、安全な場所へ避難させる。
- 消火班は、初期消火に努める。
- 停電等で放送設備が使用不能となる場合は、非常放送設備、ハンドマイクを利用する。
- 避難が終了したら直ちに分担に従い、園児の掌握やけがの程度を確認する。
- ※ア～カの項目に沿って、迅速に対応する。

### ③ 建物が損壊した場合

建物が損壊するような地震の場合は、園児の精神状態に平静さが欠けてしまうことが予想される。また、けが人が多く発生されることも予想されるので、特に次の事項に注意する必要がある。

- 火災が発生しなければ、園児の人員(名前)やけがの程度等を確認し、二次災害に備え、安全経路を確認しつつ、順次避難場所に避難誘導させる。
- 建物が損壊している場合には、ガラスの破片が飛散している事が多い。また、避難中に余震等により、割れたガラスが落下すると言った危険性も考慮しておく。
- 園舎内を巡回して天井落下、壁の剥離、階段の崩壊等の被害状況を確認する。
- ※ア～カの項目に沿って、迅速に対応する。

④ 建物が倒壊した場合

被害状況が著しいので、園児の安全確保のため、大至急、脱出しなければならない。

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。管理職を含む複数の職員で園舎内を巡視するが、目的は残留している園児の救出等とし、施設の被害状況の把握は、最終的には専門家(応急危険度判定士等)にゆだねる。
- 崖崩れ、地面の陥没等の危険な状態がないか、確認する。
- ガラスは、高さの1/2の距離まで飛散する可能性がある。園舎の高さを確認し、園舎に隣接する場所等、園庭の危険個所を把握しておく必要がある。
- ※ア～カの項目に沿って、迅速に対応する。

⑤ 液状化現象が発生した場合

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。
- ※ア～カの項目に沿って、迅速に対応する。

⑥ 斜面災害が発生した場合

- 園長は状況を判断し、必要に応じて速やかに第一避難場所、第二避難場所に避難させる。
- けが人がいる場合は、けがの状況を見極めながら、早急に安全な場所に避難させる。避難後は、すぐに人員の掌握を行う。
- 被害状況の把握を行う。
- ※ア～カの項目に沿って迅速に対応する。

## 2 日頃からの大規模地震への備え【チェックリスト】

### (1) 防災上、必要な設備等

区分	設備等
消火	消火器・消火栓・水槽・バケツ
避難・誘導	非常灯・非常袋・ラジオ・ハンドマイク・トランシーバー・懐中電灯・ヘルメット・サークルカー・誘導ロープ
医薬品	救急薬品
生活維持	非常食・飲料水・カセットコンロ・毛布・ビニールシート・テント ロープ・簡易トイレ(紙おむつ)

※備蓄品は、別紙 3 の「防災備蓄品一覧表」で管理する。

### (2) 火災・転倒等の予防対策

区分	該当施設	確認事項
ガラス・蛍光灯	保育室・廊下 ホール・事務室等	・割れて飛散しないか
ロッカー・靴箱	保育室・事務室 テラス等	・転倒したり、移動していないか
ガラス器具	給食室	・転倒、落下し破損することはないか ・容器の多段積みはしていないか
薬品類 医薬品類	保健室	・収納庫棚は、転倒しないか ・混合発火を避けるため、薬品庫は種類別に収納しているか ・危険性の高い薬品類は、砂箱等に収納しているか ・自然発火性の薬品類には、保護液を充分満たしてあるか
ガス	給食室	・元栓は閉めてあるか ・ガス管は老朽化していないか ・ボンベが転倒することはないか
石油ストーブ	保育室・事務室	・まわりに引火物がないか
食器類	給食室・事務室	・転倒、落下し、破損することはないか
油類	給食室	・転倒、落下し、流失することはないか
コンピューター	事務室	・転倒、落下したりしないか ・移動したりしないか
ピアノ	保育室・ホール	・移動したりしないか
金庫	事務室	・移動したりしないか

(3)防災体制チェック

No.	内容	
1	年間計画に基づき、計画的に防災教育が位置づけられているか	はい・いいえ
2	より実践的な防災訓練を計画的に実施しているか	はい・いいえ
3	地震発生時の保育園の対応について、職員の間で共通理解を図り、その内容を保護者に伝えているか	はい・いいえ
4	夜間、休日における連絡体制を確立しているか	はい・いいえ
5	地震発生時における職員の動員体制や役割分担が明確にされ、全員が理解しているか。	はい・いいえ
6	連絡調整者を決め、連絡調整者はその役割を認識しているか	はい・いいえ
7	職員が、園内の避難経路、園児の避難集合場所を理解しているか	はい・いいえ
8	補助事業「子育て支援拠点」「一時預かり」「休日保育」との連携を図っているか	はい・いいえ
9	非常持ち出しする重要書類を把握すると共に、持ち出す役割の者を決めているか	はい・いいえ
10	防災地図(ハザードマップ)など、地域の実情を把握しているか	はい・いいえ



## 第3部 風水害対策・雷災害対策

### 第1章 保育園における日常の風水害対策

#### 1 現状把握

保育園立地の地理的特徴による危険性の把握

##### 宮前保育園(山梨県甲府市岩窪町379)

甲府市が作成した「甲府市土砂災害ハザードマップ」において、土砂災害警戒区域（土石流、急傾斜）・土砂災害特別警戒区域（急傾斜）の指定があり、危険性がある。また、災害時要援護者関連施設としても指定されている。「甲府市洪水ハザードマップ」において、浸水の危険性は低いものの、大雨の時には注意が必要である。

##### 市立甲府病院院内保育所(山梨県甲府市増坪町264)

甲府市が作成した「甲府市土砂災害ハザードマップ」において、災害のハザードは低い。災害時要援護者関連施設としては、院内保育施設はマークされていないが、災害時は、病院とともに行動する。「甲府市洪水ハザードマップ」において、1～2mの浸水ハザードに指定されている。過去における浸水履歴には、国道20号線増坪交差点辺り、西高橋町辺りに点在し該当される。浸水が予測される場合は、そのエリアへの車両の乗り入れはしない。また、周辺はほとんどが0cm～5mの浸水危険個所に指定されている。特に西高橋町は、2～5mの浸水深が指定されている。大雨の時には、職員はその周辺の道路状況をよく判断し通行をしない、または回避し通行する。保護者にも送迎時に注意を促す。

##### 甲府共立病院あたご園(山梨県甲府市宝1丁目8-17)

甲府市が作成した「甲府市土砂災害ハザードマップ」において、災害のハザードは低い。災害時要援護者関連施設としては、あたご園はマークされていないが、災害時は、病院と共に行動する。「甲府市洪水ハザードマップ」において、浸水の危険性は0～50cmの浸水ハザードに指定されている。病院北側の朝日通り横沢通りと中央線ガード半地下道路は、浸水危険個所に指定されている。大雨の時には、あたご園の送迎車、職員は、その箇所の通行をしない。保護者にも送迎時に注意を促す。

<参照>

ホームページ: 甲府市土砂災害ハザードマップ、甲府市洪水ハザードマップ

## 2 保育園としての事前対策

- (1) 保育園では、園児に対して、風水害に対する緊急対処の方法について指導する。(避難訓練とは別に災害訓練を年に1回、実施する)
- (2) 保育園は、緊急時の保護者との連絡手段を確立し、園児の保護措置について定めておく。

## 第2章 風水害時における保育園での対応

### 1 登園前、登園後で対応

甲府市に次の警報が発表された場合、保育園では、園児の安全を最優先した防災対策を講じ、保護者への指導、周知について十分な配慮を行う。

- (1) 登園前に「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風雷警報」が発表された場合

ア 午前6時の段階で甲府市に上記の警報が発表継続中の場合、園長、監督職が対策本部を設置し、対応を協議、各家庭に連絡をする。早番の職員が上記の警報の発表に関わらず、園長への報告を要すると判断した際は、園長へ報告する。

イ 戸外活動が計画されている場合は、延期または中止とする。ただし、遠足などの目的地においては、上記の警報が発表されておらず、出発を遅らせるなどの設置をとることで安全を確認できる場合は、園長の適切な判断により実施される。

- (2) 登園後に「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「暴風雷警報」が発表された場合

保育中に、上記の警報が発表された場合は、保育園や地域の状況、行政の指導に応じて、園長が適切な処置を講ずる。

<参照>

別紙「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」

## 2 保育園の施設管理者としての対応

### (1) 施設管理者としての事前対応

園長は、風水害時の災害を未然に防止するために、園舎内外の危険個所を点検し、必要な処置を講じる。

落雷の予防対策として、施設内の屋外アンテナ、電灯線、電話線につながるテレビ、パソコン、携帯電話の充電などのコンセントを切るなど処置を講じる。

### (2) 重要書類、危険薬品類等の安全保管

園長は、重要書類、文書、教材備品類等の安全保管および非常持ち出し袋の準備をし、被害を最小限度にとどめる。

### (3) 給食施設の事前対応

ア 移動可能な機械器具類及び取り外し可能な電気器具を安全な場所へ移動させる。

イ 在庫物資、防災備蓄品を安全な場所に移動させる。

### (4) 衛生管理体制の確保

ア 自衛消防組織の救急班、感染予防委員会は、保育園における衛生管理の徹底を図る。

イ 警戒警報等の発表があった場合は、自衛消防組織の救急班、感染予防委員会は、消毒用及び救急用資材の確保を速やかに行う。

## 3 事前の対応

### (1) 事前情報収集と早期対策準備

ア 大型台風の接近時には、気象庁の発表の台風情報などに十分留意し、あらかじめ接近した場合にどのように対応するかについて、市役所の担当者と十分に情報交換を行い、その危険性が高い状況に至ったときに、早期に対応がとれるよう対策準備をする。

イ 各種警戒警報が発表された場合は、気象庁の発表内容を十分把握し、その危険性と影響を予測し、園長は適切な対応がとれるよう対策準備をする。

### (2) 人命の保全

登園時、保育中、問わず、各種警戒警報が発表された場合は、園長は、室内待機または屋外避難の最善の方法を意志決定し、人命の安全を確保する。落雷の予想がされる場合は、速やかに屋内へ避難する。園外活動時において、落雷の危険性がある場合は、園長の指示なくとも、速やかに活動を停止し、可能な場合は屋内への避難をする。送迎中は、自動車内は安全性が高いため、窓を閉めた車内に避難する。

〈参照〉

別紙 2 「落雷の危険な場所」

### (3) 施設の安全点検実施

台風の接近時、各種警戒警報が発表された場合は、園長は、事前に施設内外の点検を行い、強風により飛ばされるものはないか、大雨により床上浸水防止の砂袋などの安全点検を行う。

また、工事中についても、経営管理部は、請負業者と連絡をとり、暴風雨による被害を事前に防止するための対策を講じさせるなど、警戒に当たる。

### (4) 施設に被害発生の恐れがある場合の対策本部の設置

- ア 対策本部は、園長・管理職・経営管理部によって構成される。
- イ 対策本部は、予防及び災害現場、事後処理において、指示命令系統の中核としての役割を持つ。
- ウ 対策本部での決定事項、判断事項は、速やかに保育園の組織図を使って指示命令が下される。また、夜間・休日等において、施設に被害発生が生じたときは、近隣住居職員による動員要請等の指示命令が下される。

## 第3章 保育園が被害を受けた場合の対応

### 1 風水害・雷災害時の応急対応

被害を受けた場合は、対策本部は、速やかに被害状況等を確認し、市役所担当者、笛吹市役所担当者へ報告する。

### 2 園児の措置と応急復旧処置の実施方法

#### (1) 応急復旧等の措置

- ア 園長は、風水害・雷災害時の状況に応じ、園児の安全確保を最優先した適切な措置をとる。
- イ 園長は、被災の状況を考慮し、応急措置、復旧措置ともに可能な範囲で保育活動の実施を図る。
- ウ 対策本部を中心に、二次的被害の防止に努める。

#### (2) 復旧計画

復旧が中長期的にかかる内容である場合は、対策本部は、速やかに復旧計画を立案し、保護者及び関係各所へ報告をする。

#### (3) 避難解除

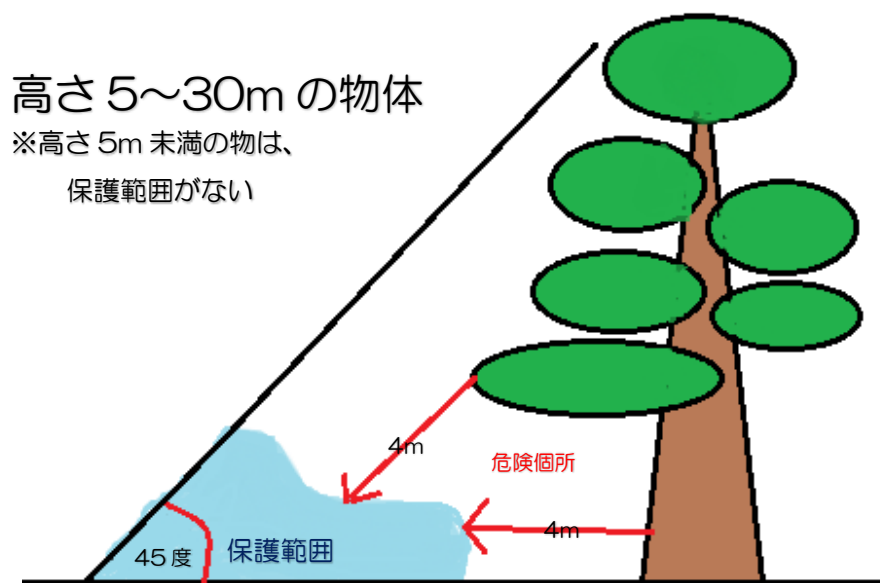
対策本部は、被害の状況と復旧状態により避難及び対応の解除を行う。

別紙 1 「気象庁発表の気象注意報・警報の種類」

種類	状況	基準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こる恐れがあると予測される	1 時間 50mm 3 時間 80mm
洪水警報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予測される	24 時間 150mm
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予測される	積雪 20cm
暴風警報	平均風速がおおむね 20m/s を超え、重大な災害が起こるおそれがあると予測される	25m/s(平均風速)
大雨注意報	かなりの降雨があって、浸水(洪水、高潮によるものを除く)山・がけ崩れなどの被害が予想される	1 時間 30mm 3 時間 50mm 24 時間 90mm
洪水注意報	大雨・長雨・融雪等の現象により、河川の水が増し、そのために河川の堤防、ダムに損傷を与えるなどによって災害が起こるおそれがあると予想される	1 時間 40mm 3 時間 70mm 24 時間 120mm
大雪注意報	大雪によって被害が予想される	5cm
強風注意報	平均風速がおおむね 10m/s を超え、主として強風による被害が起こるおそれがあると予想される	13m/s
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関などに著しい支障を及ぼすおそれがある	陸上 100m
雷注意報	落雷などにより被害が予想される	
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される	最小湿度 25%で、 実効湿度 50%

## 別紙 2 「落雷の危険な場所」

- 高さ 5m 未満の物体(樹木・岩など)の周囲  
保護範囲が無く、かえって危険。(側撃雷による死亡事故が多い。)
- 高さ 5~30m の物体(樹木、建物、ポール、電線、電柱)の保護範囲外  
物体から 4m 未満の位置 (側撃雷による死亡事故が多い。)  
物体のてっぺんを見上げる角度が 45 度未満



- 高さ 30m 以上の物体(高層建築物、クレーン、煙突、高圧鉄塔)の保護範囲外  
物体から 4m 未満の位置。(側撃雷による死亡事故が多い。)  
物体から、30m 以上離れた位置。
- 林や森の中 (林や森の入り口付近も同様)  
木の高さがわからず、保護範囲を目測するのが不可能。  
葉や小枝を含むすべての樹木から 4m 以上離れるのが不可能。(2m 以上離れば、死亡に至る確率は低い。)
- テントの中、ビーチパラソルの下  
平地で、姿勢を低くしている時より危険。  
ポールに落雷し、側撃雷が襲う。  
樹木の間張ったビニールシートの下で雨宿りは、厳禁。

- 屋根が布またはビニール製ほろで出来ている自動車・列車  
オープンカー、ゴルフ場のカート、ほろで覆ったトラックの荷台は危険。
- 自転車・オートバイ  
特に、雷雨の中、堤防上の道や農道を走行するのは、自殺行為。  
市街地では、電線の下を通れば危険性は減るが、その下だけの走行は出来ない。  
激しい雨も降るので、早めに降りて避難する。
- 開けたところ  
山頂、尾根、堤防D上、河川敷、田畑  
海岸・海上・湖上(水泳・サーフィン・ボート・水上オートバイ、避雷針のないヨット・漁船)  
グラウンド、テニスコート、ゴルフ場、屋外プール、屋根のない観客席